

通所介護重要事項説明書

[2025 年 4 月 1 日現在]

1 事業者の目的

株式会社カンケイ舎が開設するデイホームさくらの家（以下「事業者」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

2 運営の方針

事業者の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 当事業者が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

デイホーム さくらの家 TEL 04-7157-6950

担当 _____ 重要事項説明者 _____

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

4 デイホームさくらの家の概要

1. 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイホーム さくらの家
所在地	千葉県流山市鰯ヶ崎1311
介護保険指定番号	通所介護事業 [千葉県 1272503259 号]
サービス提供地域	流山市・松戸市・柏市・三郷市 ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。
第三者評価の実施状況	無し

2. 営業時間

月 ～ 土	午前 8:30 ～ 午後 5:30
-------	-------------------

3. サービス提供時間

7-8	午前 9:45 ～ 午後 5:00
5-6	午前 9:45 ～ 午後 3:00
3-4	午前 9:45 ～ 午後 1:00

4. 職員体制

	資格	配置
管理者	社会福祉主事	1名
生活相談員	社会福祉士任用資格・2級介護員	1名以上
介護職員	2級介護員・介護福祉士・社会福祉士	1名以上
看護師	看護師・准看護師	1名以上

5. 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、口腔機能向上、アクティビティーその他必要な介護等を行います。

6 利用料金

区分	単位	10 割	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額	算定単位
要介護 1 【7～8】	658	6,757 円	676 円	1,352 円	2,028 円	1 回につき
要介護 2 【7～8】	777	7,979 円	798 円	1,596 円	2,394 円	
要介護 3 【7～8】	900	9,243 円	925 円	1,849 円	2,773 円	
要介護 4 【7～8】	1,023	10,506 円	1,051 円	2,102 円	3,152 円	
要介護 5 【7～8】	1,148	11,789 円	1,179 円	2,358 円	3,537 円	
要介護 1 【5～6】	570	5,853 円	586 円	1,171 円	1,756 円	1 回につき
要介護 2 【5～6】	673	6,911 円	692 円	1,383 円	2,074 円	
要介護 3 【5～6】	777	7,979 円	798 円	1,596 円	2,394 円	
要介護 4 【5～6】	880	9,037 円	904 円	1,808 円	2,712 円	
要介護 5 【5～6】	984	10,105 円	1,011 円	2,021 円	3,032 円	
算定項目	単位	10 割	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額	算定単位
入浴介助加算Ⅰ	40	410 円	41 円	82 円	123 円	1 日につき
入浴介助加算Ⅱ	55	564 円	57 円	113 円	170 円	1 日につき
個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	56	575 円	58 円	115 円	173 円	1 日につき
個別機能訓練加算Ⅱ	20	205 円	21 円	41 円	62 円	1 月につき
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	205 円	21 円	41 円	62 円	6 月に 1 回を限度
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	51 円	6 円	11 円	16 円	6 月に 1 回を限度
口腔機能向上加算Ⅰ	150	1,540 円	154 円	308 円	462 円	月 2 回限度
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	225 円	23 円	45 円	68 円	1 回につき
科学的介護推進体制加算	40	410 円	41 円	82 円	123 円	1 月につき
同一建物減算	-94	-965 円	-97 円	-193 円	-290 円	1 日につき
送迎減算	-47	-482 円	-49 円	-97 円	-145 円	片道につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	毎月算定単位の 9.2%					1 月につき
感染症等の対応に於ける期間限定の加算						
感染症等対応加算	毎月算定単位の 3%					1 回につき

ADL 値測定の判定結果により算定

算定項目	単位	10 割	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額	算定単位
ADL 維持等加算(Ⅰ)	30	308 円	31 円	62 円	93 円	1 月につき
ADL 維持等加算(Ⅱ)	60	616 円	62 円	124 円	185 円	1 月につき

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○自費をいただくもの（介護保険適用外）

食材料費用	1 食につき	7 9 0 円(内税)
食材料費用	(特別食) 1 食につき	8 5 0 円(内税)
食材料費用(お菓子のみの方)	1 食につき	1 5 0 円(内税)

1. 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。片道 1 k mにつき 1 0 円。

2. キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、至急事業者へご連絡ください。キャンセル料は一切かかりません。（連絡先：デイホーム さくらの家 **TEL04-7157-6950**）

3. 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 20 日（土曜、日曜及び祝祭日の場合は、翌営業日）までに当月分の料金を請求しますので、27 日（土曜、日曜及び祝祭日の場合は、翌営業日）にお支払いください。お支払い方法は、ゆうちょを含む金融機関口座からの自動引落としとさせていただきます。

7 サービスの利用方法

1. サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

2. サービスの終了

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

(2) 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕または要支援と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ 利用者が亡くなられた場合

(4) その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業者へ申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

3. サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為等）
- (2) 職員に対する精神的暴力（職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）
- (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、性的ないやがらせ行為等）
- (4) その他利用者に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
- (5) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること
- (6) その他事業者が定めるサービス利用上の禁止事項に抵触する行為

禁止事項の項目に該当すると判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談のうえ、環境改善の要求や利用契約に基づき解約等の措置を講じます。

8 持ち込み禁止

金品・貴重品は事業所への持ち込みを禁止とさせていただきます。万が一持ち込んで紛失、破損等した場合でも事業者・事業所は責任を負いかねますのでご了承をお願い致します。また、飲食物や嗜好品についても同様に禁止とさせていただきます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

10 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市区町村、利用者のご家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を

講じるものとする。

1 1 非常災害対策

事業者は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備えます。

防火責任者 管理者

防災訓練 年 1 回 避難訓練 年 1 回 通報訓練 年 1 回

1 2 虐待防止に関する事項

- 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - 虐待防止のための指針を整備します。
 - 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 3 サービス内容に関する苦情

● 弊社利用者苦情相談窓口

苦情相談窓口担当	
受付日	月曜から土曜日 (ただし日曜日・12月30日から1月3日までを除く)
受付時間	午前 8:30～18:30

● その他

流山市 介護保険課	電話：04-7150-6531
松戸市 介護保険課	電話：047-366-7067
柏市 高齢者支援課	電話：04-7167-1135
三郷市 介護保険課	電話：048-953-1111(代表)
千葉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）	電話：043-254-7428

【会社の概要】

社 名 株式会社カンケイ舎
設 立 令和 3 年 12 月 1 日
所在地 東京都中央区東日本橋二丁目 8 番 5 号 東日本橋グリーンビルアネックス 7 階
代表者 代表取締役 上野 泰彦

【事業内容】

訪問介護事業／居宅介護支援事業／通所介護事業／福祉用具事業／施設介護事業

通所介護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

【事業 者】 東京都中央区東日本橋二丁目 8 番 5 号東日本橋グリーンビルアネックス 7 階
株式会社カンケイ舎

【事業 所】 千葉県流山市鰯ヶ崎 1 3 1 1
デイホーム さくらの家 （指定番号 1272503259 千葉県）

【説 明 者】 職 氏名

私は事業者から重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

年 月 日

【利 用 者】 氏名

【利用者家族】 住所

氏名 (続柄)

【利用者代理人】住所

氏名 (続柄)

通所介護契約書

[2023 年 9 月 1 日現在]

(以下、「利用者」といいます) と、株式会社カンケイ舎の営むデイホームさくらの家 (以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次ぎのとおり契約します。

第 1 条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条 (契約期間)

- この契約の契約期間は 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の 2 日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条 (通所介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第 4 条 (通所介護の提供場所・内容)

- 通所介護の提供場所はデイホームさくらの家です。所在地及び概要は【重要事項説明書】の通りです。
- 事業者は、第 3 条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。
- 利用者は、サービス内容変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その内容を検討し変更できる場合は変更します。

第 5 条 (サービス提供の記録)

- 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後 5 年間保管します。
- 利用者は、事業者の営業時間内にその事業者にて当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧することができます。
- 利用者は、第 1 項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。但し、記録の複写物にかかる費用については【重要事項説明書】に定める料金を利用者が支払います。

第 6 条 (料金)

- 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額を支払います。
- 事業者は、当月料金の明細を付した合計額の請求書を、翌月 20 日 (土曜、日曜及び祝祭日の場合は、翌営業日) までに利用者へ送付します。

3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月 27 日（土曜、日曜及び祝祭日の場合は、翌営業日）に、金融機関口座（ゆうちょを含む）からの自動引落しの方法又は当社が別途認める方法により、事業者に料金を支払います。
4. 前項振替日に引落しができなかった場合は、別途当社が指示する方法により、速やかにお支払いください。

第 7 条（料金の変更）

1. 事業者は利用者に対して、1 ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料および食事等の、料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

第 8 条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者または利用者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第 9 条（秘密保持）

1. 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者およびその家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第 10 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 1 1 条 （緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関に協力要請を取るなど必要な措置を講じます。

第 1 2 条 （連携）

事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 1 3 条 （相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 1 4 条 （本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 1 5 条 （裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

1. 通所介護内容

(1) ご利用日 毎週 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 曜日
(ご利用日に○を付けてください)

(2) ご利用時間 午前 : ～ 午後 :

(3) ご利用場所 千葉県流山市 デイホームさくらの家

2. 利用料金

利用料金合計 (1 回) 円

その他、自己負担となるものは【重要事項説明書】に記載したとおりです

上記の契約を証するため本書2通を作成し、署名の上、利用者・事業者が1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

【利 用 者】

住所

氏 名

【利用者家族】

住所

氏 名

【利用者代理人】

住所

氏 名

【事 業 者】 東京都中央区東日本橋二丁目 8 番 5 号東日本橋グリーンビルアネックス 7 階
株式会社カンケイ舎

代表取締役 上野 泰彦

【事業所】 千葉県流山市鰯ヶ崎1311

デイホーム さくらの家 (指定番号 1272503259 千葉県)